（園名）乳児等通園支援事業運営規程

制定日：　　　　年　　月　　日

（名称等）

第１条　乳児等通園支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　（園名）

（２）所在地　（事業を行う場所の所在地）

（事業の目的）

第２条　当該乳児等通園支援事業所（以下「当園」という。）は、当該乳児等通園支援事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）に対し、適正な乳児等通園支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当園は、良質な水準かつ適切な内容の乳児等通園支援の提供を行うことにより、利用乳幼児が，心身ともに健やかに育成されることを目指す。

２　当園は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、常に利用乳幼児の立場に立って、乳児等通園支援を提供するよう努める。

３　当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　当園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する乳児等通園支援の内容）

第４条　当園は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ，乳児等通園支援事業の特性に留意して，利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて乳児等通園支援を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　当園が乳児等通園支援を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

●以下は、事業所に従事する職員の職種、員数（常勤、非常勤の別）、職務内容を記載し、不要な項目は削除すること。

（１）実務を担当する幹部職員　○人

実務を担当する幹部職員は、乳児等通園支援の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）乳児等通園支援従事者　○人

乳児等通園支援従事者は、利用乳幼児に対し乳児等通園支援を提供する。

（乳児等通園支援を行う日）

第６条　当園の乳児等通園支援を提供する日は、〇曜日から〇曜日までとする。

２　当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

（１）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（２）年始休日（１月２日及び１月３日）

（３）年末休日（１２月２９日から１２月３１日）

３　当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、乳児等通園支援の提供を行わないことがある。

　（乳児等通園支援の提供を行う時間）

第７条　乳児等通園支援を提供する時間は，午前〇時〇分から午後〇時〇分の範囲内

　であって，利用乳幼児の保護者が支援を必要とする時間とする。なお，１回の利用

　における最低利用時間は１時間であり，以降３０分単位での利用を可能とする。

（利用者負担その他の費用等）

第８条　当園は，利用乳幼児に対し乳児等通園支援を提供した際は、下記に定める利用者負担額を、当該利用乳幼児の保護者から徴収する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用時間対象者 | ０歳 | １歳 | ２歳 |
| １月当たりの利用時間が１０時間以内の場合 | ３０分当たり１５０円 |

●第２項は、「実費徴収」をする場合に限り規定を設け、不要な場合は削除すること。

２　当園は、乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、別表に掲げる実費を徴収する。

（利用定員）

第９条　利用定員は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 歳児 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | 計 |
| 利用定員 | ○人 | ○人 | ○人 | ○人 |

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第１０条　当園は、柏市から利用認定を受けた利用乳幼児の保護者より利用申込を受けたときは，これに応じる。

２　乳児等通園支援の提供の開始に際しては、あらかじめ，利用乳幼児及びその保護者と面談を実施することにより，利用に当たって必要な事項について確認を行う。

３　当園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、乳児等通園支援の提供を終了するものとする。

（１）利用乳幼児が３歳の誕生日の前日を迎えたとき。

（２）利用乳幼児が保育所等（保育所，認定こども園，小規模保育事業所，家庭的保育事業所，幼稚園及び企業主導型保育事業所）へ入園したとき。

（３）市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　当園の職員においては、乳児等通園支援の提供を行っている利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第１２条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条　当園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第１４条　当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（苦情解決）

第１５条　当園は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

２　当園は、その提供した乳児等通園支援に関し，柏市からの指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

●別表は、実費徴収をする場合に記載し、不要な場合は削除すること。

別表（乳児等通園支援の提供に要する実費に係る利用者負担）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由、目的 | 金額 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |